

議案第五十一号

港区立公衆浴場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年九月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立公衆浴場条例の一部を改正する条例

港区立公衆浴場条例（平成六年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる日にあつては、当該各号に定める時間とする。

- 一 日曜日（日曜日に当たる日が一月二日であるときを除く。）及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日 午後二時から午後十一時まで
- 二 一月二日 午前九時から午後一時まで

付 則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。

（説明）

公衆浴場ふれあいの湯の利用時間を拡大するため、本案を提出いたします。